

気候変動枠組条約次期枠組み交渉の 状況について

平成22年2月

目次

1. COP15における交渉全体の概要

- (1) COP15の概要
- (2) COP15の結果
- (3) COP15以降の動向

・・・1

2. 森林関連の議論の状況

- (1) 先進国の森林吸収源の取扱い
- (2) 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)

・・・2

(参考資料)

- 参考1 次期枠組み交渉の検討スケジュール
- 参考2 「コペンハーゲン合意」の概要
- 参考3 我が国の中期目標(2020年目標)
- 参考4 森林吸収量の算定方式案
- 参考5 伐採木材製品(HWP)の算定の考え方
- 参考6 気候変動と途上国の森林減少問題

1. COP15における交渉全体の概要

(1) COP15の概要

- 昨年12月7日～19日に、デンマーク・コペンハーゲンで開催。
- 191の締約国、関係国際機関、NGO等の約3万人が参加。
- 我が国から、鳩山総理大臣、小沢環境大臣等が出席。

(3) COP15以降の動向

- 本年1月26日、コペンハーゲン合意に従って、国連気候変動枠組条約事務局へ2020年の削減目標を提出。

「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%の削減を目指す。」

(2) COP15の結果

- 30名近くの首脳級の協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」を作成。以下の内容が盛り込まれた。
 - ・ 附属書 I 国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書 I 国(途上国)は削減行動を、2010年1月31日までに事務局に提出
 - ・ 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)の重要性の認識、その対策のための資金の必要性
- 特別作業部会は、COP16(メキシコ)に向け引き続き作業を継続。

2. 森林関連の議論の状況

(1) 先進国の森林吸収源の取扱い

- 森林吸収量の算定方式や伐採木材製品(HWP)の取扱い等の検討が行われてきた。
- 森林吸収量の算定方式の取扱いについては、以下のような様々な案を検討。

【提案されている森林吸収量の算定方式】

- ①グロスネット方式(＝現行方式)
適切に管理されている森林における約束期間中の吸収量をそのまま計上
- ②ネットネット方式
基準年と約束期間の吸収量の差を計上
- ③参照レベル方式
国ごとに基準値(参照レベル)を定め、この値と、実際の吸収量との差を計上

- HWPに含まれる炭素の取扱いについては、現行ルール(伐採・搬出＝排出)の見直しを検討。
- COP15では、具体的な内容の決定には至らず、本年11～12月に開催予定のCOP16(メキシコ)に向けて検討を継続することが決定。

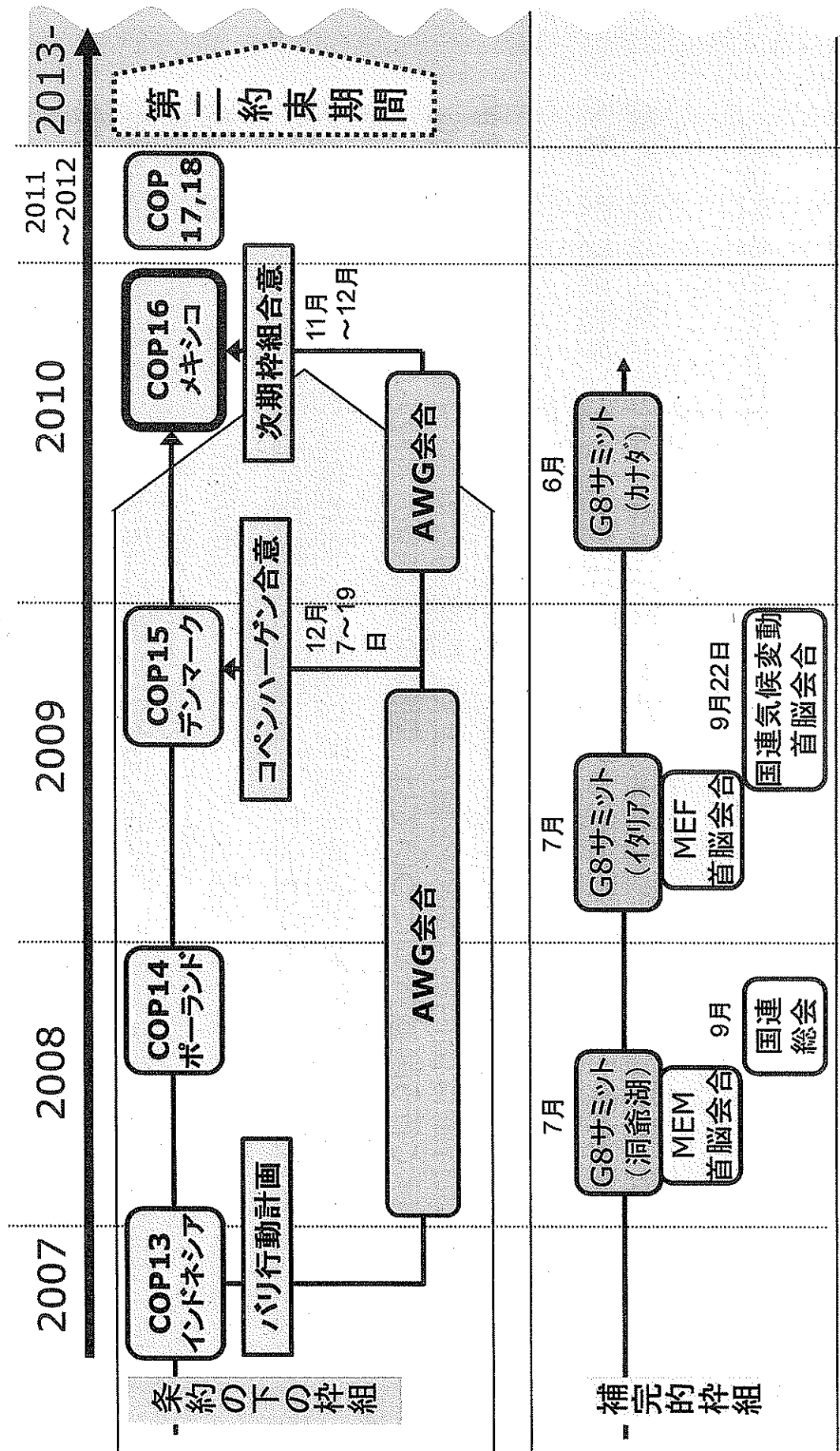
(注) HWP: Harvested Wood Products

(2) 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)

- 途上国の森林減少等に由来する温室効果ガスの排出量は、世界全体の約2割を占めるとされており、気候変動対策上重要な課題。
- REDDの対象となる活動の範囲や資金等の政策論と、森林のモニタリング等の方法論とが検討されてきた。
- COP15では、政策論については、決定には至らず、本年11～12月に開催予定のCOP16(メキシコ)に向けて検討を継続することが決定。方法論については、森林からの吸収・排出量の推計やモニタリング等の検討が行われ、指針が決定。
- コペンハーゲン合意には、REDDの重要性や資金の必要性が盛り込まれた。

(注) REDD: Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries

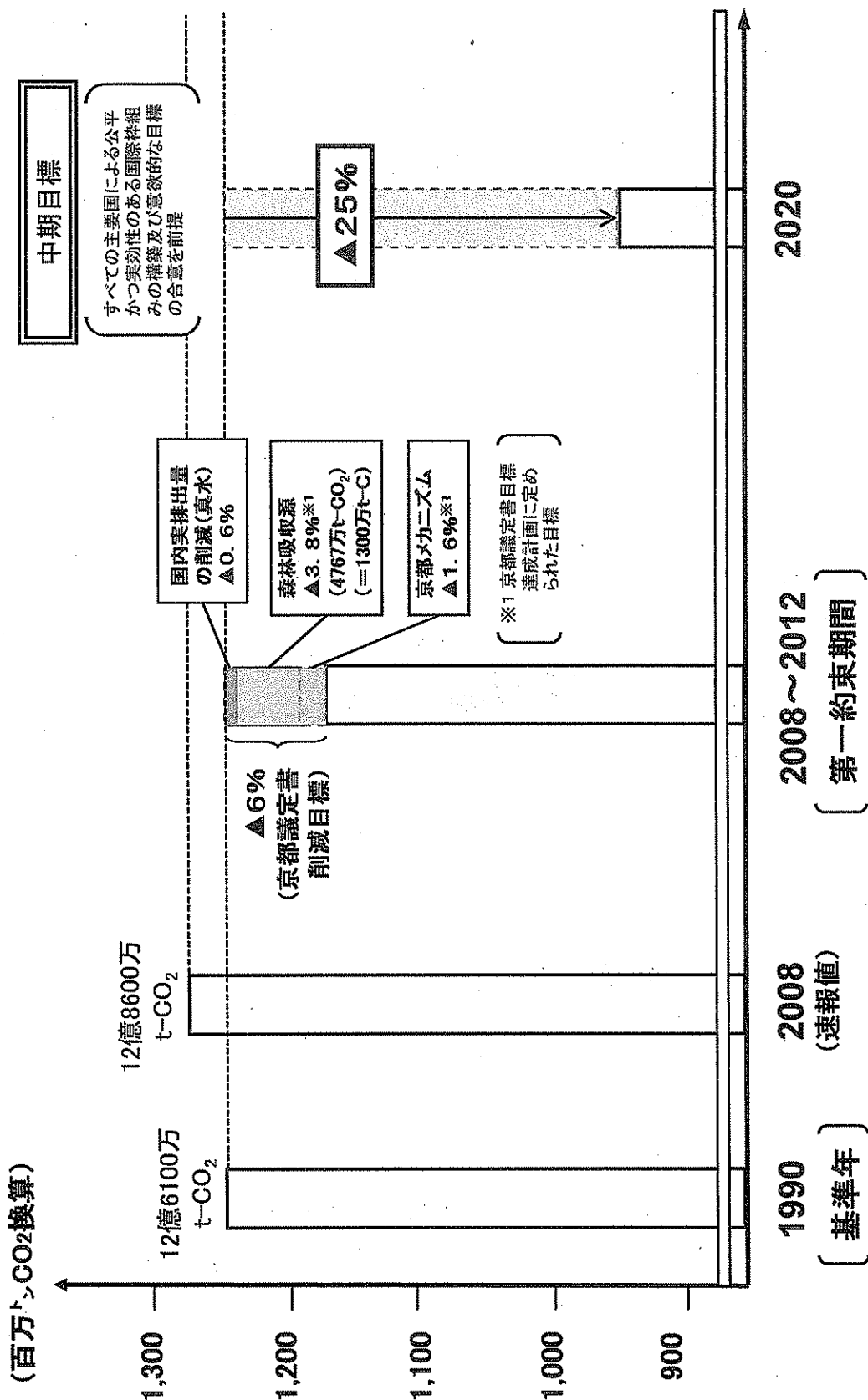
次期枠組み交渉の検討スケジュール



「コペンハーゲン合意」の概要

- 世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまらべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- 附属書 I 国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書 I 国(途上国)は削減行動を、それぞれ付表 I 及び II の様式により、2010年1月31日までに事務局に提出する。(我が国は1月26日に提出)
- 附属書 I 国の行動はMRV(測定/報告/検証)の対象となる。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的なMRVを経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的なMRVの対象となる。
- 森林減少・劣化からの排出の削減の重要な役割や、森林吸収の必要性を認識し、メカニズムの設立を通じた、インセンティブの提供の必要性に合意する。
- 先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012年の間に300億ドルに近く新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020年までには年間1,000億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。
- 2015年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。

我が国の中期目標（2020年目標）

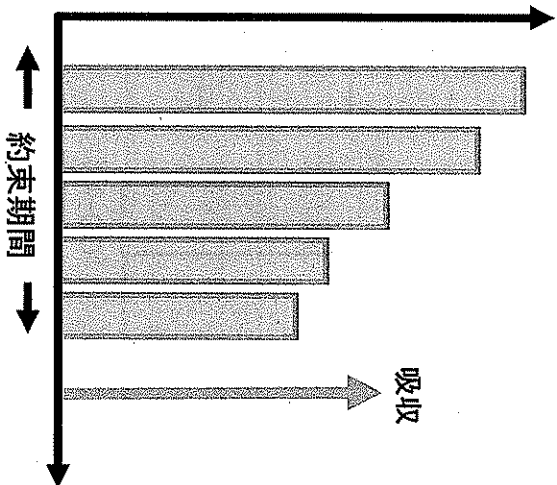


森林吸収量の算定方式案

① グロスネット方式

- 約束期間の吸収量をカウント
- 第一約束期間のルール

年間吸収量

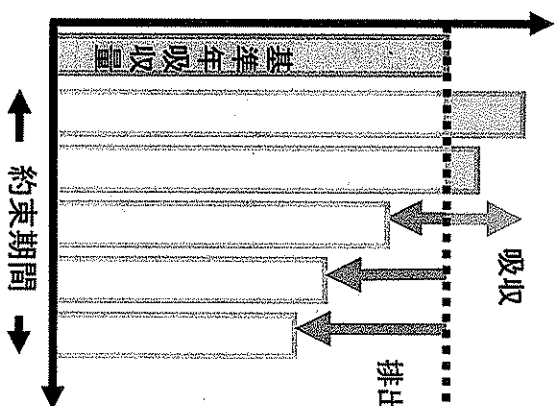


● 我が国が主張

吸収量が右肩上がりの国も右肩下がりの国(例えば日本)でも吸収としてカウントされる。

② ネットネット方式

- 基準年と約束期間の吸収量の差をカウント

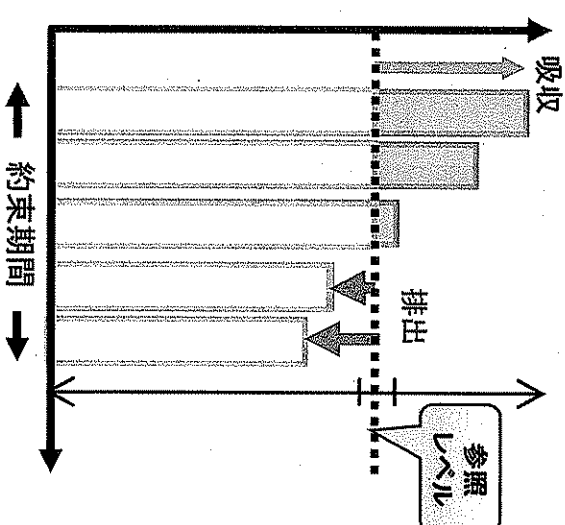


● 途上国が主張

吸収量が右肩上がりの国は吸収としてカウント、右肩下がりの国(例えば日本)は排出としてカウントされる。

③ 参照レベル方式

- 国ごとに参照レベルの値を定め、この値と、実際の吸収量との差をカウント



● ①と②の統合案としてEUが提案

参照レベル=ゼロであれば、グロスネット方式と同じ。
参照レベル=基準年吸収量であれば、ネット方式と同じ。

我が国の2020年の森林吸収量は、森林の成熟化に伴う成長量の低下により、第一約束期間(目標3.8%)に比べ減少する見込み(グロスネット方式の場合は最大でも2.9%の吸収、ネット方式の場合は少なくとも1.5%の排出)。

伐採木材製品（HWP）の算定の考え方

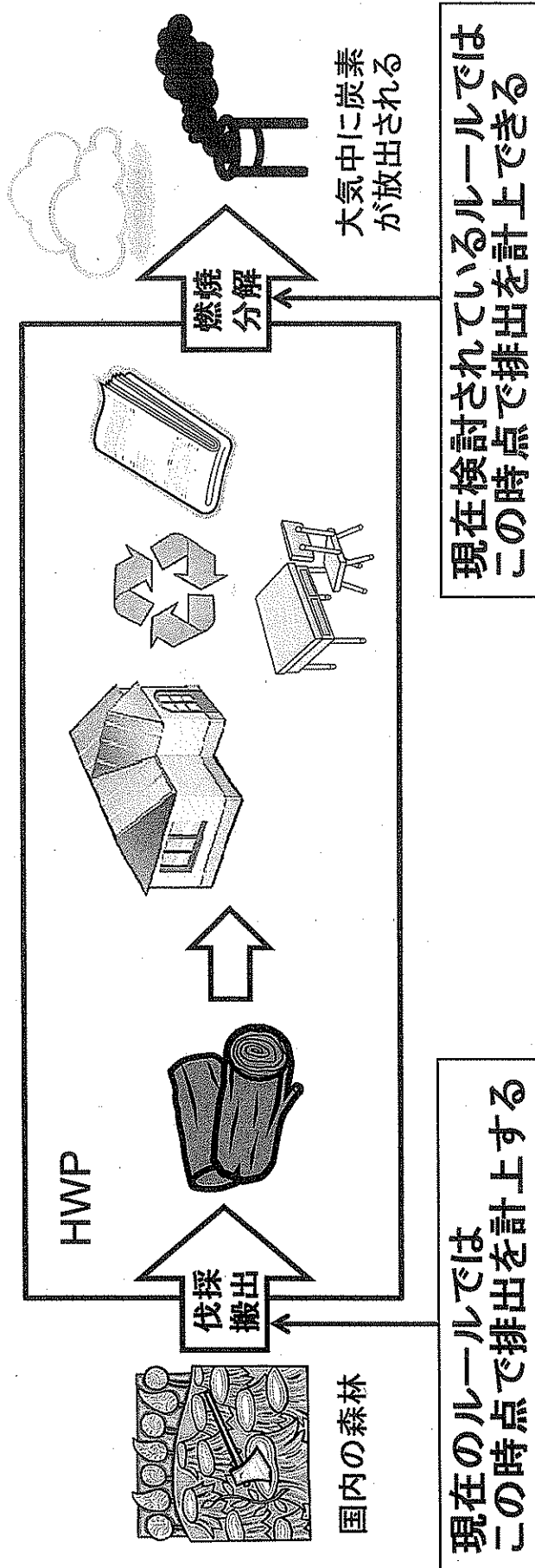
伐採木材製品（Harvested Wood Products）：森林の外に運び出された全ての木質資源

1. 現在のルール

木材中の炭素は、森林から伐採・搬出された時点で、大気中に排出されたとみなし、排出を計上する
 （HWP中の炭素の増減量は計上されない）

2. 現在検討されているルール

伐採木材製品に貯留されている炭素は、実際に大気中に排出された時点で、排出を計上できる
 （HWPに貯留されている炭素の増減量を計上できるため、HWPを増やすインセンティブとなる）



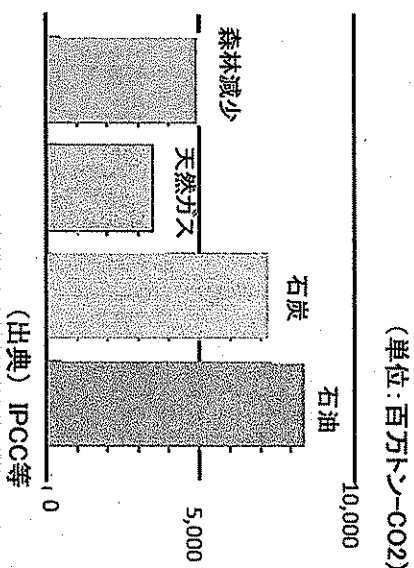
気候変動と途上国の森林減少問題

参考6

気候変動と森林減少の関係

- 途上国の森林減少等に由来する排出量は世界の温室効果ガス排出量の2割
- 京都議定書では、この問題は対象外
- 次期枠組み交渉に組み込む方向で、2009年中に結論を得るべく検討開始することが決定(2007年12月のCOP13)
- COP14(2008年12月)では、取組促進のための閣僚声明を発表

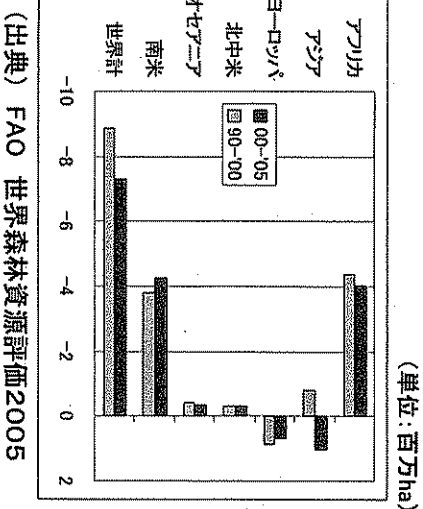
世界全体の年平均排出量の比較



途上国における森林減少の現状

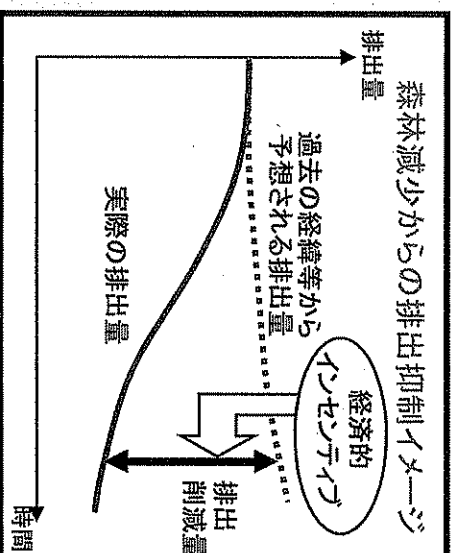
- 世界の森林面積は40億ヘクタール(全陸地面積の3割)
- 毎年1290万ヘクタール減少(2000-2005)(植林等による増加分を差し引くと730万ヘクタールの純減)
- 南米(特にブラジル)、アフリカ、アジアではインドネシア等において依然として急激な減少が進行中
- 主な原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採等
- ※ 途上国でも森林の増加している国はあり、状況は様々

森林面積の年間あたりの増減
(1990年-2005年)



途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)*の考え方

- 先進国は途上国の次期枠組への参加と自国の削減クレジット獲得の両面で大きな関心
- 途上国(森林国)は森林減少抑制への先進国からの資金獲得に関心
- REDDの実施には、排出量の把握手法等の開発や、そのための人材育成、技術移転等が課題



* Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries